

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|---|------------|--|
| No | 26 | 府省庁名 国土交通省 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税） | | |
| 要望項目名 | バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業者等によるホームドアシステム及び関連する設備に係る償却資産 鉄道事業者等によるエレベーターの設置に係る家屋及び償却資産 ・ 特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税：課税標準5年度分2/3 | | |
| 関係条文 | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第十五条第三十三項 地方税法施行令附則第十一条第三十六項、第三十七項及び第三十八項 地方税法施行規則附則第六条第五十六項及び第五十七項 </div> | | |
| 減収見込額 | [初年度] - (▲57) [平年度] - (▲154) [改正増減収額] ▲900 （単位：百万円） | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進している。また、同法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までの各施設等の整備目標を定めている。当該基本方針に基づき、ホームドアシステムの設置等に伴う駅の改良及び鉄道車両等の整備、設置困難駅におけるエレベーターの設置等を促進し、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 バリアフリー施設及び車両の整備は、公共交通事業者にとって、費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であるが、バリアフリー法の施行により、鉄道駅等における段差解消等の基礎的なバリアフリー化については、国・地方公共団体の支援を受けつつ取組が行われてきたところ。 今後は、基本方針に基づき、鉄道等におけるホームドアシステムの導入、設置困難駅におけるエレベーターの設置等、高度なバリアフリー化に対する要望に的確に対応することが必要である。 他方、これらの整備を行う公共交通事業者は、これまで設置した施設等の維持管理のための負担が増え、今後更新するための費用も発生する見込みであり、更なる投資を促進するためには、インセンティブの継続が不可欠である。そのため、税制における特別措置を設備投資インセンティブとして継続することが必要と考えており、基本方針等の目標に基づき公共交通機関のバリアフリー化を一層推進していく必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | - | | |

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 2 : 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 : 総合的なバリアフリー化を推進する |
| | 政策の達成目標 | ○業績指標 12 : 公共施設等のバリアフリー化率 (②段差解消をした旅客施設 (※) の割合) 目標値 : 85% (平成 27 年度) (※) 1 日平均利用者 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルが対象。 ○1 日当たりの平均的な利用者数 10 万人以上の鉄道駅等におけるホームドアの優先的な整備 (社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日閣議決定)) |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2 年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 公共施設等のバリアフリー化率 (②段差解消をした旅客施設の割合) 目標値 : 100% (平成 32 年度) (※) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号) における目標 |
| | 政策目標の達成状況 | 業績指標 12 : 公共施設等のバリアフリー化率 (②段差解消をした旅客施設の割合) 実績値 : 81% (平成 23 年度) |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 14 事業者 (平成 26 年度及び平成 27 年度にエレベーターの設置又はホームドアシステムの導入を予定しており、本税制の適用を受けると見込まれる事業者数) |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところではあるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得にかかる費用及び取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 地域公共交通確保維持改善事業 : 372 億円の内数 (平成 26 年度要求額) 都市鉄道整備事業費補助 : 130 億円の内数 (平成 26 年度要求額) |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 公共交通機関のバリアフリー化については、ホームドアの設置等の一層の機能の向上が求められている一方、既に整備したエレベーター等に係る維持管理費用が増加している状況にある。当該特例措置は、取得した施設等の維持に係る負担を軽減するものであり、一方、上記予算措置は負担力のない地域や事業者において、施設等を取得する際に活用されることを想定している。 |
| | 要望の措置の妥当性 | ホームドアシステムの導入等、高度なバリアフリー化には多額の費用がかかる上、施設の維持・管理にも費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、施設の取得に係る負担を軽減するとともに、維持に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要である。 |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度実績 0 百万円 ・平成 25 年度見込 5 百万円 |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>本特例措置を通じて、取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>業績指標 13：公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 目標値：85%（平成 27 年度）</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>段差解消をした旅客施設の割合：集計中（平成 24 年度実績値） ※毎年度の実績値は翌年度の 10 月に集計</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 24 年度に新設</p> |